

飼い主のいない猫に対する 不妊・去勢手術費用の助成について

飼い主のいない猫に、不妊または去勢手術を受けさせるための費用の一部を助成します。

◆対象 次の条件をすべて満たす人

- ・町内に住所を有し、町内で捕獲した飼い主のいない猫に対し、県内の動物病院で手術を受けさせ、その費用を負担する人
- ・手術後、捕獲した元の場所に戻すことができない人
- ・手術済みの猫であると判別できるよう、手術後に片耳の先端にV字型の切れ込みを入れることを了承できる人

- ・手術を行う動物病院に自ら猫を持ち込むことができる人

◆補助金額について

1頭あたり手術費用の2分の1(上限5千円。100円未満切り捨て)ただし、予算の範囲内で補助します。

◆その他

必ず手術前に申請してください。手術後の申請は、補助の対象となりません。

◆申請・問い合わせ先

住民生活課

☎0859・54・5210

飼い猫の不妊・去勢奨励事業

公益社団法人鳥取県獣医師会では、今年度もこの事業を実施します。希望者は、事業実施動物病院へ直接申し込んでください。

詳しくは住民生活課、各支所総合窓口室か、公益社団法人鳥取県獣医師会にお問い合わせください。

◆助成金額

避妊手術 4000円
去勢手術 2000円

◆申込期限 8月31日(金)

◆問い合わせ先

公益社団法人鳥取県獣医師会

☎0857・53・4300

住民生活課

☎0859・54・5210

中山支所総合窓口室

☎0858・58・6111

大山支所総合窓口室

☎0859・53・3311

6月は
環境月間
です

6月5日の「環境の日」を含む6月は、「環境月間」として全国でさまざまな取り組みが行われます。

「マイバッグ」を活用しましょう

鳥取県では、毎月10日を「ノーレジ袋デー」と定めています。買い物にはマイバッグを持参し、不要なレジ袋を削減しましょう。

ごみのポイ捨てや不法投棄は犯罪です

道路や河川、山林などへの不法投棄が後を絶ちません。

ポイ捨てを含むごみの不法投棄は法律により、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金が科せられる重大な犯罪行為です。

また、土地の管理者は、不法投棄をさせないように、定期的な草刈りなど所有地の管理をしましょう。

ペットは正しく飼育しましょう



飼い犬はリード等につないで放し飼いにせず、フンは飼い主の責任で処理しましょう。飼い猫には、トイレなどのしつけをしましょう。

野良猫に餌を与えることは、野良猫の繁殖につながりますのでやめましょう。

野焼きは原則禁止です

野焼きは法律により原則禁止されています。

とんど焼き等、例外的に認められているものもありますが、生活環境上支障を与え、苦情等のある場合は、指導の対象となります。

すべての町民の皆さんが気持ちよく生活するための環境づくりに、ご協力をお願いします。

◆問い合わせ先

住民生活課

☎0859・54・5210